

移動支援・地域活動支援の請求にかかる留意事項

移動支援・地域活動支援共通事項

【事業者システムについて】

システムを稼働させるにあたっては、ウェルネットなごやに掲載している事業者システムマニュアル及びQ&A（よくある質問）をよくお読みください。

（掲載場所）

https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/provider/specification/claim_softwarer7.html

【契約】

①契約時には、必ず受給者証の事業者記入欄別冊（以下、別冊）で以下の点をチェックしてください。

- ・決定支給量：決定支給量を超える契約はできません。また、別の事業所がすでに決定支給量のすべてを契約している場合は、その事業所が契約を終了しないと次の契約ができません。必ず別冊を確認したうえで、適宜事業者間で調整してください。

（例1）決定支給量：その他の外出 36時間

A事業所が欄番号1で36時間契約、終了日の記入なし
→新規契約は不可。

（例2）決定支給量：その他の外出 36時間

A事業所が20時間、B事業所が10時間の契約 ともに終了日の記入なし。
→その他の外出の契約可能時間は6時間まで。

事業者間で話し合い、実際に支援する時間で契約してください。

②欄番号は重複して使用することはできません。必ず別冊で確認してください。

③支給決定日以後の日にて契約日を設定してください。

支給決定日以前の契約日は、事業者システムで入力時にエラーがでます。

④利用者が別冊を紛失して欄番号が分からない場合は、必ず障害者支援課認定支払担当に連絡し、欄番号を確認してください。

⑤契約に変更があったときは、請求の有無にかかわらず、変更になった契約のデータをオンラインで提出してください。

契約が変更や終了になっているにも関わらず、契約のデータがオンラインで提出されていないため、他事業所が契約できない事例が散見されます。

⑥契約のデータは、新規契約時、契約変更時、契約終了時のみ送信してください。

（変更ない場合は送付は不要です）

【請求関連データ】

①データは必ず以下の3つを揃えて提出してください。

S（請求書）、M（明細）、J（実績記録票） ※S、M、Jは先頭の文字
契約内容報告書があるときはKのデータも必要です。

- ③修正などでデータの再提出を求められた場合も、必ず上記3つのデータを提出してください。いずれか1つのデータだけを提出することはありません。また、データの修正対象が1名のみであっても、全員分のデータを提出してください。

【利用者負担額管理表】

- ①上限管理の方法は利用者負担額管理表の表紙に記載されています。記載通り処理してください。
- ②支援した日にち順に記載してください。
- ③累計額は忘れず誤りのないように記載してください。
- ④上限額に達した支援を実施した事業所は、利用者負担額管理表をスキャンした画像（スマホ等で撮影した画像データでも可）をオンライン請求時に添付してください。
- ⑤誤りが発覚した場合は、速やかに関係する事業所に連絡し修正してください。
- なお、オンラインで送信した後に誤りが発覚した場合は、認定支払担当にも速やかに連絡してください。

【オンライン請求について】

- ①書類の提出前に、ウェルネットなごやに掲載している「移動支援・デイサービス型地域活動支援給付費オンライン請求マニュアル」をよく読んでください。請求月ごとのフォームURLも以下のページに掲載しています。

（掲載場所）

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/provider/specification/claim.html>

- ②請求データを送信できるのは、毎月1日～15日です。これ以外の期間はフォームを検索してもアクセスできません。

【その他】

移動支援給付費又は地域活動支援給付費を事業所としてはじめて請求する場合は、正しい請求をご理解いただくため、オンラインでのデータ送信に併せて以下の書類を郵送で提出してください。提出の際は、書類を受給者番号順に並べてください。郵送提出の締め切りは、毎月12日まで（消印有効）です。

- (a) 請求書
- (b) 請求明細書
- (c) 実績記録票の写し（利用者確認欄にサインまたは押印のあるもの）
- (d) 契約内容報告書
- (e) 口座振替申込書（必要に応じて委任状）

移動支援給付費の請求に関する留意事項

【支給量関連】

請求する支給量が決定支給量や契約支給量を超えるか否かの判断は算定時間で行っていません。実際の提供時間ではありません。

例) 契約支給量が5時間(300分)の場合

○日: 250分支援 →算定は4.5時間

△日: 40分支援 →算定は1.0時間

合計: 290分支援 →算定は5.5時間・・・契約支給量をオーバー

【片道支援加算】

- ・加算が取れる対象は、＜居住地⇄福祉施設または学校＞に限られます。それ以外の利用は対象外です。
- ・自宅から対象となる目的地まで寄り道しないで行った時間が加算の対象です。＜途中で買い物をしたため通常の通所・通学にかかる時間より長くなった＞＜通常のルートを外れて寄り道した＞等により算定が1.5時間になった場合等は対象外です。